

(別紙12)

年 月 日

様

大阪市水道局長

未支払児童手当支給決定通知書

年 月 日付けで請求のありました未支払児童手当の支給については、本書のとおり決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。

支払期間 年 月分から 年 月分まで

支払額 合計 円(月額 円)

(うち児童手当分 円(月額 円))

支払方法

(連絡先) 大阪市水道局総務部職員課研修・厚生担当

(担当: 内線: - )